

新居浜市未利用地等登録制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未利用地等に係る情報を登録し、これを広く提供することにより、本市における企業の立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(未利用地等の登録)

第2条 自己の所有する土地及び建物で未利用のもの（以下「未利用地等」という。）を工場、事務所等の用途に供する土地及び建物として売却又は賃貸を希望する者（その者の依頼を受けた宅地建物取引業者を含む。以下「未利用地等所有者」という。）は、未利用地等登録申請書（第1号様式）により、市長に登録申請することができる。

2 市長は、前項の規定により登録申請があった場合は、その内容を審査するとともに、当該申請に係る未利用地等の現地調査を実施し、適当と認めたときは、未利用地等登録台帳（第2号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、第1項の登録申請に係る未利用地等の登録台帳への登録の可否について、その結果を書面により当該申請をした未利用地等所有者に通知するものとする。

(情報の提供等)

第3条 市長は、前条第2項の規定により登録台帳に登録した未利用地等（以下「登録未利用地等」という。）の情報を閲覧その他適当と認める方法により第三者に提供することができる。

2 登録未利用地等を所有する未利用地等所有者（以下「登録未利用地等所有者」という。）は、前項の規定による第三者への情報の提供について同意するものとし、当該情報の提供については、一切の責任を負うものとする。

(立地希望者と登録未利用地等所有者との交渉)

第4条 登録未利用地等の買入れ又は賃借を希望する者（以下「立地希望者」という。）は、自らの責任において当該登録未利用地等の買入れ又は賃借について登録未利用地等所有者と交渉するものとし、当該登録未利用地等所有者も、同様とする。

(契約の締結)

第5条 登録未利用地等の売買契約又は賃貸借契約の締結は、登録未利用地等所有者及び立地希望者の責任において行うものとする。

2 登録未利用地等所有者は、登録未利用地等の売買契約又は賃貸借契約を締結するに当たり、当該登録未利用地等について宅地建物取引業者との媒介契約が締結されている場

合は、自らの責任において処理しなければならない。

(交渉結果の報告)

第6条 登録未利用地等所有者は、立地希望者と第4条の規定による交渉を行ったときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(登録の取消し等の届出)

第7条 登録未利用地等所有者は、登録未利用地等について、登録台帳への登録を取り消し、又は当該登録の内容を変更しようとするときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第8条 登録台帳への登録の有効期間は、登録又は変更の日から2年間とし、再登録を妨げない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、未利用地等登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。